

第14回

# 製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。  
あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。

製品安全を「価値」に  
その取組を応援します！



募集期間

令和2年6月23日(火)～9月8日(火)



制度の概要と応募方法等について



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

## 目 次

1. 表彰事業の概要
2. 審査の概要
3. 応募・受賞のメリット等
4. 質疑応答

# 1. 表彰事業の概要

## 製品安全対策優良企業表彰とは

経済産業省が、企業や団体の、製品安全への優れた取組を表彰する制度です。

- これまでに延べ153の企業・団体が表彰を受けています。
- 今年は14回目の開催です。

### 審査のポイント（何を審査するか？）

製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた取組に重点を置いて審査します。

製品自体が安全かどうかは評価の対象にしません。

- ルールや仕組みだけでなく、実際に行われている取組を重視します。
- 過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。

## 2. 審査の概要

### ① 賞の構成、審査の流れ

## 賞の構成

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※1」の製造事業 または輸入事業を行う者を対象[a]
中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※1」の小売販売 事業を行う者を対象[b]
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	

※1「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。  
（消費生活用製品安全法第2条）

## 賞の構成 (つづき)

部門	表彰内容	募集対象
団体部門	特別賞 (審査委員会賞)	[a][b]以外の「消費生活用製品※1」に関連した事業を行なっている団体を対象
企業総合部門	特別賞 (審査委員会賞)	[a][b]以外の「消費生活用製品※1」に関連した事業を行なっている企業 (「ネットモール運営事業者※2」を除く) を対象
<b>NEW</b> ネットモール運営事業者部門	特別賞 (審査委員会賞)	「ネットモール運営事業者※2」を対象

※1 「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。  
(消費生活用製品安全法第2条)

※2 「インターネット上で製品の売買を行うオンライン・ショッピング・モール、インターネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等の場を運営する事業者」をいいます。なお、ネットモール運営事業者が自ら製造、輸入又は販売の事業も行う場合には、製造事業者・輸入事業者部門、又は小売販売事業者部門にも該当しますので、主たる業務に応じて応募部門を選択してください。

## 昨年度開催からの見直しポイント1

- 今年度より特別賞に  
「ネットモール運営事業者」を対象とした賞を新設します。  
応募者へのメッセージなど、詳細は19頁を参照。
- 従来の「特別賞 企業部門」は、「特別賞 企業総合部門」へ名称が変更になりました。



## 審査の流れ

**募集期間 6月23日(火)～9月8日(火)**

**一次審査 (書類審査) ……9月中旬～10月上旬**



書類審査を行い、二次審査進出企業を選出します。

**二次審査 (プレゼンテーション審査、現地調査等) 11月上旬～12月中旬**



二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います。  
なお、必要に応じて追加のヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

**受賞企業の公表 ……12月下旬**



受賞企業および公表内容については、経済産業省のホームページ等で発表します。

**表彰式 ……2月上旬**

※ 受賞に至らなかった場合も含め、すべての応募企業に対して、審査委員からのアドバイスをお送りします。

## 2. 審査の概要

### ② 審査基準等

## 審査基準：一次審査、二次審査の評価方法

1. 応募シートに示した4つの視点（特別賞は2つの視点）に関する取組が総合的に優れている企業・団体
2. 応募シートに示した4つの視点（特別賞は2つの視点）いずれかにおいて卓越した取組を行っている企業・団体

取組の先進性、積極性、意欲性等の観点で優れた企業・団体を選出します。

## 審査基準

### < 4つの視点 >

製造事業者・輸入事業者部門  
小売販売事業者部門

#### 視点1

安全な製品を  
製造・輸入（仕入・販売）  
するための取組

#### 視点2

製品を安全に  
使用してもらうための取組

#### 視点3

出荷後に安全上の問題が  
判明した際の取組

#### 視点4

製品安全  
文化構築への取組

※ 平成29年(2017年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を  
評価対象期間とします。

## 審査基準

＜2つの視点＞

## 特別賞

視点1

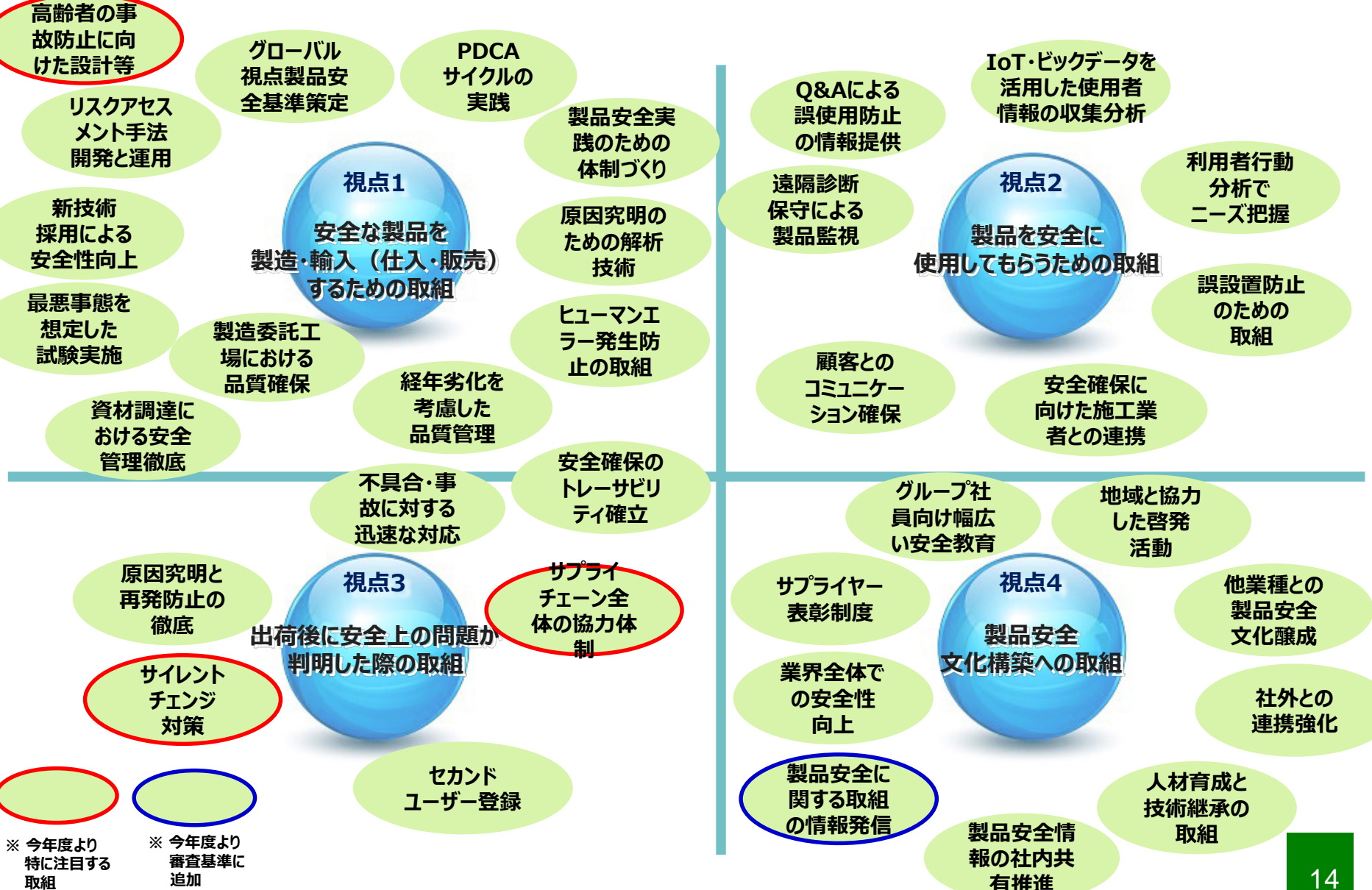
製品の**安全**を  
**確保・支援**するための取組

視点2

**製品安全文化構築**への取組

※ 平成29年(2017年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を評価対象期間とします。

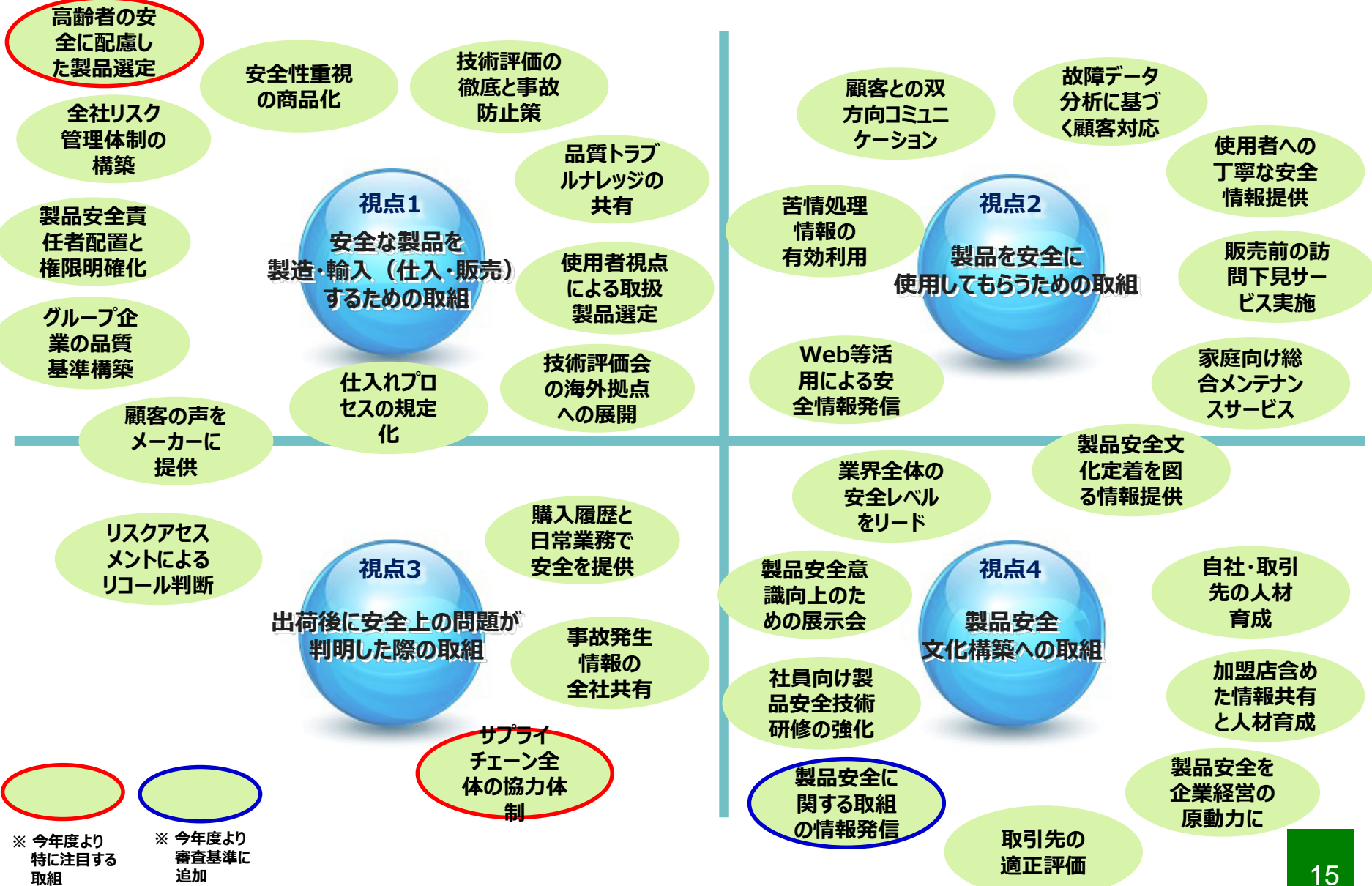
# 受賞企業の評価ポイント (製造・輸入事業者)



※ 今年度より特に注目する取組

※ 今年度より審査基準に追加

# 受賞企業の評価ポイント (小売販売事業者)



## 昨年度開催からの見直しポイント2

- 今年度は次のような取組を特に加点評価しますのでぜひアピールしてください。

- ・ 製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理
- ・ 高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組

詳細は次ページ以降

- ステークホルダーに対する製品安全に関する情報発信を審査基準に追加します。

例：ウェブサイトや統合報告書などを通じ、製品安全の概念・製品安全の取組を継続することによる効果などのステークホルダーに対する積極的な情報発信



## 「製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理」について

### 問題意識：

グローバル化に伴ってサプライチェーンの国際化・拡大・複雑化が進み、事故原因の特定が困難な製品事故が発生している。

### 応募者へのメッセージ：

製品安全実現のためにサプライチェーン全体での取組が必要であるという認識の下、サプライチェーンを構成する各社への支援や各社と連携した取組をアピールしてください。

### 取組例：

#### ■ 製造事業者・輸入事業者の場合

「契約関係にある部品メーカーや資材調達先だけでなく、製品安全を実現するためにサプライチェーン全体での管理を指向しています。」

#### ■ 小売販売事業者の場合

「サイレントチェンジによる製品事故を防止するため、一次取引先に対して二次・三次の調達先に対するモニタリングを依頼するなど、サプライチェーンの末端までを管理する工夫を行っています。」

## 「高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組」について

### 問題意識：

超高齢社会を迎え、高齢者の重大製品事故の割合も増加傾向にある。高齢者の不注意・誤使用に起因する事故の割合が多いが、高齢者には特有の身体機能や認知機能、判断力の低下があり、高齢者自身の注意に頼るだけでなく製品設計の観点から事故を防止することが重要。

### 応募者へのメッセージ：

高齢者による製品事故防止のための、高齢者の生活機能の変化に配慮した製品の開発設計や商品選定の取組をアピールしてください。

### 取組例：

#### ■ 製造事業者・輸入事業者の場合

「高齢者による製品事故を予防するために、高齢者の身体的特徴や認知的特徴、使用環境等を十分に踏まえたリスクアセスメントを実施しています。」

#### ■ 小売販売事業者の場合

「高齢者による製品事故を予防するために、高齢者の身体的特徴や認知的特徴、使用環境等を十分に踏まえて製品選定を行い、仕入れています。また、製品を買うお客様に、製品の正しい使い方や注意点などについて説明し販売します。」

## 新設「特別賞 ネットモール運営事業者部門」について

### 問題意識：

近年、ネットモールでの消費生活用製品の流通拡大に伴って、インターネット販売事業者による製品安全4法違反件数やインターネットを利用して購入された製品による重大製品事故の比率は増加傾向にある。

### 応募者へのメッセージ：

自社ネットモール内への出店者が扱う製品に起因する事故や不具合の未然防止および拡大防止に向けた、自主的かつ積極的な取組や、安全性の確認されていない製品（製品安全4法違反の未然防止や違反事案）への対応をアピールしてください。

### 取組例：

- 「販売されている製品の監視（ネットパトロール）を行うとともに、危害を及ぼす恐れのある製品や製品安全4法に違反する製品の削除を行っています。」
- 「危害を及ぼす恐れのある製品に関し、販売事業者および購入者への注意喚起をメールや掲示板などを通じて行っています。」

## テーマ別 参考資料

### 製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理

「新しい製品安全課題 “サイレントチェンジ”の現状」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/point/pdf/silent\\_change.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/point/pdf/silent_change.pdf)

「平成30年度産業保安等技術基準策定研究開発等（製品安全に係る海外制度及びグローバルサプライチェーンに係る動向調査事業）報告書」

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H30FY/000150.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000150.pdf)

「令和元年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（グローバルサプライチェーンを背景とした輸入製品事故の減少に資する海外制度に係る動向調査）報告書」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/pdf/R1fy\\_houkokusyo.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/R1fy_houkokusyo.pdf)

### 高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組

「高齢者の生活機能変化に配慮した安全に関するユニバーサルデザインの実現に向けて」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200325002/20200325002-2.pdf>

「高齢者製品事故防止に関するハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200325002/20200325002-1.pdf>

「高齢者の特性を踏まえた製品設計の促進」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/policy/2019fyreport/document4-2.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/policy/2019fyreport/document4-2.pdf)

## テーマ別 参考資料

### 特別賞 ネットモール運営事業者部門

「インターネット取引における製品安全に関する提言（概要版）」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/20200601\\_i\\_kentoukai\\_gaiyo.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/20200601_i_kentoukai_gaiyo.pdf)

「インターネット取引における製品安全に関する提言」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/20200601\\_i\\_kentoukai\\_honbun.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/20200601_i_kentoukai_honbun.pdf)

### ステークホルダーに対する製品安全に関する情報発信

「産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンス（概要版）」

<https://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190227002/20190227002-1.pdf>

「産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンス」

<https://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190227002/20190227002-2.pdf>

## 2. 審査の概要

### ③ 一次審査について

## 一次審査（書面審査）

- 「応募資料記載要領」を参考に、「応募者概要シート【共通】」、「応募シート（部門別）」の2種類の資料を作成してください。
- 「応募シート（部門別）」に示した**視点1～視点4**それぞれに関する取組について、**できる限り具体的**にご記載ください。
- アピールしたい取組について**補足する資料を任意で提出可能です**。  
（二次審査で使用することを想定したプレゼンテーション資料等を提出されても結構です。）
- 作成した電子ファイルを以下のメールアドレスに送付してください

**ps\_award2020@ms-ad-hd.com**

メール1通あたり5MBを超えるファイルは添付いただけません。

複数のメールに分割するか、送付方法について事務局にご相談ください。

### <注意点>

社外秘及び個人情報の取扱いに注意を要する補足資料には、当該資料にはっきりと明示してください。

## 2. 審査の概要

### ④ 二次審査について



## 二次審査：プレゼンテーション審査

- 二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います。特にアピールしたい取組、活動、仕組み、工夫点などについて、具体的な内容を交えてご発表ください。
- プレゼンテーション審査の時間：説明20分、質疑応答20分
- プレゼンテーション審査の内容は、審査基準の4つの視点（特別賞は2つの視点）に沿って構成してください。

### 新型コロナウイルス感染症の流行状況への対応

例年は都内会議室にてプレゼンテーション審査を行っていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況により、ウェブ会議システムによるオンラインでのプレゼンテーション審査に切り替えさせていただく可能性がございます。予めご承知おきください。

### 中小企業の応募者様へ

ご要望に応じて、プレゼンテーションの構成に関するアドバイスや、PCでの資料作成等を事務局がサポートします。

## プレゼンテーション審査後について

- 一次審査の「応募シート」の記述内容
- プレゼンテーション審査の内容

について、原則として**現地調査**や**追加のヒアリング**を実施します。

### 新型コロナウイルス感染症の流行状況への対応

**新型コロナウイルス感染症の流行状況により、現地調査ではなく、ウェブ会議システムを用いたオンラインでのヒアリングに切り替えさせていただく可能性がございます。**  
予めご承知おきください。

### 日程調整について

※**現地調査や追加のヒアリングの実施については、別途日程を調整します。**

## 3. 応募・受賞のメリット等

## ① 応募・審査を受けた企業・団体の声 (応募のメリット)

- 設問が製品安全全般に渡っているため、**自社の取組全体を再確認**することができた。
- 製品安全についてのアドバイスが得られ、**自社の強み・課題を認識**することができた。
- 製品安全にかかわる社員の**モチベーションが向上**した。
- 4つの視点に基づき考えることで、**製品安全の取組を体系的に整理**できた。

## ②受賞した企業・団体の声 (受賞のメリット)

- 経済産業大臣賞の**受賞をPR**できた。
- 受賞をきっかけに**新たな取引先を獲得**した。
- **求人への応募**人数が増えた。
- **社員の製品安全に対する意識・スキル**が高まった。
- 取材や講演依頼を受けるなど、**情報発信の機会**が増えた。
- **お客様からの信頼**を高めることに繋がった。

### ③ 製品安全対策優良企業ロゴマーク

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体のみ使用可能。
- A. 図柄、B. 決定した年度(西暦)、C. 製品安全対策優良企業の文字、を示して使用。
- 製品本体への表示は不可。製品パッケージ等(梱包箱、包装紙、タグ等)への表示は可。  
(詳しくは製品安全対策優良企業表彰ロゴマークガイドラインを参照)



#### ■ 製品安全対策ゴールド企業ロゴマーク

経済産業大臣賞(第3回以降)あるいは金賞(第1,2回)を計3回以上受賞した企業のみ、ご使用できます。  
ゴールド企業ロゴマークの受賞年度は、記載の省略が可能です。



#### ■ 特別賞ロゴマーク

製品の安全確保あるいはその支援に積極的に取り組み、「特別賞」を受賞した団体または企業のみご使用できます。



## ④ ロゴマーク使用例

- ショールーム受付に掲示
- 商談会ブースでの紹介
- 店頭でのポスター掲示
- 懸垂幕での紹介
- Webでの紹介
- 名刺

※ ロゴマーク使用例の見本は、「ロゴマークガイドライン」11頁を参照

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/ps-award/2-entry/pdf/r1psa\\_logo.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/2-entry/pdf/r1psa_logo.pdf)

## ⑤ 製品安全コミュニティ

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体は、「製品安全コミュニティ」のメンバーとして参加可能。
  - 「製品安全コミュニティ」は、業種・業態、企業規模の垣根を越えた、製品安全に関する課題の解決に向けた意見交換や情報交流などを行う場。
  - 全体会合が年に2回開催され、受賞企業、製品安全専門家、NITE、経産省等が参加して、意見交換等が行われる。
  - 受賞企業間の自主的な交流も行われており、製品安全対策に関する情報交換や、製品企画での協力等、様々な協力関係が生まれている。
- ※ 実施報告は、公式HP「イベント (説明会等)」を参照 (写真あり)。  
[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/ps-award/3-consumer/r1\\_community.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/3-consumer/r1_community.html)



## <参考> 審査委員

有識者、消費者団体代表等で構成する審査委員会において審査します。

### 【委員長】

三上 喜貴 開志専門職大学 副学長

### 【委員】

大崎 弘江 (株) 日刊工業新聞社 編集局 局次長兼第一産業部長  
小田 泰由 (独) 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長  
加藤 義信 (独) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 イノベーションナビゲーター  
釘宮 悦子 消費生活アドバイザー  
信太 洋行 東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科 准教授  
高橋 茂樹 元 国際標準規格 ( I E C ) W G 座長  
夏目 智子 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長  
西田 佳史 東京工業大学 工学院 教授  
兼 (国研) 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 招聘研究員  
升田 純 升田純法律事務所 代表 弁護士  
三浦 佳子 消費生活コンサルタント  
吉田 勝 (株) 日経BP 日経ものづくり 副編集長  
鷲田 祐一 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授  
渡部 利範 (株) テクノクオリティ 代表取締役

## 4. 個別相談会のご案内

## 個別相談会のご案内

- ウェブ会議システムを用いたオンラインまたは電話での個別相談会を開催します（7月6日～8月28日）。
- 応募にあたって気になる点や、書類作成上のお悩み、アピールすべきポイントなどお気軽にご相談ください。
- 申込はメールにて受け付けます。

### <個別相談会の申込窓口>

メールアドレス：ps\_award2020@ms-ad-hd.com

※ 事前予約制・先着順受付・参加無料

※ 1回最大30分

※ 件名を「個別相談会申込」とし、本文に以下をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③電話番号、④参加者の氏名（複数可）、
- ⑤参加者のメールアドレス、⑥ご希望の日時（第3希望まで）

**皆様のご応募お待ちしております！**

**その他、不明点なども  
どうぞお気軽にお寄せください**

問い合わせ先

---

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）事務局  
MS&ADインターリスク総研（株） リスクマネジメント第三部  
製品安全グループ

担当：鶴田、佐藤、吉田  
メールアドレス：ps\_award2020@ms-ad-hd.com  
電話：03-5296-8974